

令和6年

第1回 農業委員会総会（月例会）議案

令和6年1月10日

前橋市農業委員会

令和6年 第1回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和6年1月10日午後2時00分
- ・閉会日時 令和6年1月10日午後2時36分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（21人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄	14番 松田 智之
16番 栗原 博	17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子
20番 狩野 富一	21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介
24番 猪岡 正一			

・欠席委員（3人）

10番 井田 健	13番 阿久津 昌枝	15番 茂木 啓二
----------	------------	-----------

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治	副主幹 佐藤 信一
副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	主事 山崎 佑香	嘱託員 川北 美空
嘱託員 富永 嵐太			

・付議事件

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| (1) 議案第1号 | 農地法の規定による許可申請の取下げについて（3条） |
| (2) 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (3) 議案第3号 | 農地法の規定による許可の取消しについて（5条） |
| (4) 議案第4号 | 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条） |
| (5) 議案第5号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (6) 議案第6号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (7) 議案第7号 | 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について |
| (8) 議案第8号 | 前橋市登録空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の廃止について |

・報告事項

- | |
|----------------------------------|
| (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について |
| (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について |
| (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について |
| (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| (5) 農地転用等の意見聴取の結果について |

事務局長	それでは定刻になりましたので、これより令和6年第1回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
澁澤会長	◇（挨拶）
事務局長	ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、10番井田健委員、13番阿久津昌枝委員、15番茂木啓二委員の3人です。従いまして在任委員24人中21人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきます事をご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議長	それでは、令和6年第1回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議事規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。18番伊藤晴夫委員、19番山口かず子委員をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき挙手をして、自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ簡潔にお願いします。特に、議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。それでは、議事に入ります。 議案第1号農地法の規定による許可申請の取下げ（3条）について整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事	◇（説明）
議長	以上1番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
議 長	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇（挙手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第1号農地法の規定による許可申請の取下げ（3条）については、整理番号1番を承認とすることに決定します。 次に、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番は先の審議で取下げが承認されましたので、整理番号2番から14番の審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
山崎主事	◇（説明）
議長	以上整理番号2番を除く3番から14番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件の全てを満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	なお、整理番号3番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査班長 (平野委員)	◇（報告） 報告いたします。整理番号3条の3番、売買、新規就農です。現地・面接調査案内図は1ページから23ページです。申請地は、市立二之宮小学校から南西約380mに位置し、令和4年11月に空き家バンク付随の農地として調査班の現地調査が行われた農地です。面接には、申請者本人とその配偶者、申請代理人の3人が来られました。申請人は伊勢崎市内にある10aほどの農地で空心菜などを栽培、ベトナム物産店へ出荷しており、年間150万円ほど売り上げていたとのこと。子が前橋市内の高校に進学することを機に前橋市内で定住する住宅を探していたところ、申請地である農地付き空き家を紹介され今回の申請に至りました。農業従事者は申請人と妻で、農業を営んでいるベトナムの実家の手伝いをしていたとのこと。伊勢崎市では農家

の人たちに教わりながら耕作しているとのことで、市内に転居後も関係は続けていきたいとのことでした。在留資格は「永住者」で、20年以上日本で生活しており将来的にも日本に滞在するとのことです。2月頃に引っ越し、3月頃から耕作を開始する予定です。機械はトラクターを2台、軽トラ、動力噴霧器を所有し、引っ越し後は敷地内にある車庫兼作業場に保管するとのことです。販売先は、ベトナム商品販売店で売り上げの見込みは、200万円ほどを見込んでいるそうです。最初は兼業で始めるが将来的には2〜3haまで規模を拡大し、農業だけで生活ができるようにしていきたいと考えているようです。調査班としましては営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号2番を保留とし、整理番号3番から14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号2番を保留とし、整理番号3番から14番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第3号農地法の規定による許可の取消し（5条）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（説 明）

12月26日に現地調査を実施し農地性が有ることを確認しておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第3号農地法の規定による許可の取消し（5条）については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第4号農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条）について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇（説 明）

12月26日に現地調査を実施し農地性が有ることを確認しておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第4号農地法の規定による許可後の計画変更申請（5条）については、整理番号1番を承認とすることに決定します。

次に、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

◇（説 明）

以上整理番号1番の申請については農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第5号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から16番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇（説 明）
	以上整理番号2番から16番の申請については農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見、質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を保留とし、整理番号2番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番を保留とし、整理番号2番から16番を許可とすることに決定いたします。
	次に、議案第7号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。
川北囑託員	◇（説 明）
	農用地利用集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見・質問等なし）
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第7号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第7号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。
	次に、議案第8号前橋市登録空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の廃止について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。
高山係長	◇（説 明）
	説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇（意見・質問等）
星野委員	4番星野です。下限面積が撤廃されただけであって、他の要件に変更はないのでしょうか。
高山係長	他の要件に変更はありません。
小林委員	21番小林です。要綱の廃止日はいつになるのでしょうか。
高山係長	本日承認を頂き、内部で決裁いたしますので今週中には廃止となる見込みです。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第8号前橋市登録空き家に付随する農地の別段面積取扱要綱の廃止について、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、20ページ以降の報告事項ですが、報告事項（１）から（５）までの内容は、

（１）法第４条の届出書の受理状況 ６件

（２）法第５条の届出書の受理状況 １４件

（３）法第１８条第６項の規定による通知書の交付状況 １２件

（４）相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について １件

また、報告事項（５）は、第１５回総会において許可とした、法第５条の農地転用２件について群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので後ほどご覧ください。

以上で説明は終わりました。その他として何かございますか。

◇（意見、質問等なし）

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

（午後２時３６分閉会）

◇◇◇
議長